平成２７年（フ）第１８８１号
大阪市西成区千本北２丁目10番35号
債務者　岩本惠利子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８８号
大阪市東淀川区小松２丁目４番34―511号
債務者　佐々木英城
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８９号
大阪府豊中市桜の町５丁目３番35―203号
債務者　池田アヤ子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２号
高知市神田2377番地160
債務者　浅井　志保
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９９号
沖縄県那覇市字銘苅213番地　銘苅市営住宅111
債務者　金城　睦美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９８号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目17番37号　Ｂ321
債務者　横山　清至
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６１８号
大阪市東成区大今里１丁目29番15号辻中マンション206号
債務者　中元　秀起
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９号
北海道目梨郡羅臼町本町90番地１
債務者　酒井　由香（旧姓浦浜）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第５５４号
横浜市港北区日吉本町２丁目21番４号　日吉サンハウス102
債務者　熊谷　桂子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８号
北海道旭川市忠和４条７丁目１番14号　リバーサイド４・７　106号室
債務者　山崎美香子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４号
北海道旭川市宮下通13丁目３番18―185号　市住185号
債務者　笹　　真寿
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
北海道旭川市神楽岡７条５丁目４番１号　ライズ神楽岡206号室
債務者　菅原　　徹
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０４号
北海道旭川市９条通23丁目３番地の７　サンハウスウエスト
債務者　千田　浩子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５８号
東京都立川市上砂町５丁目31番地の４ウイング上砂Ⅱ306号
債務者　鈴木　里佳
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
釧路市緑ケ岡１丁目２番６号　シャルムＳＯⅠ７―102号室
債務者　児島さとみ（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所